平成２９年（フ）第３９号
秋田市大平台４丁目２番地21
破産者　米澤　有平
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７号
茨城県小美玉市中野谷455番地１　フローレス石塚201号
破産者　橋本　義之
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８号
茨城県小美玉市中野谷455番地１　フローレス石塚201号
破産者　橋本　明美
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３号
長野県伊那市上の原5986番地３、開始決定時の住所長野県茅野市ちの236番地１　レオパレスドリーミーちのⅢ206号
破産者　本名　伸次
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第８号
長野県岡谷市湖畔１丁目１番２号
破産者　森田あけ美
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５４号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目８番１号
破産者　みずほこと　重田　芳成
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２２号
兵庫県尼崎市富松町３丁目13番26号　クレールメゾン　Ｃ号
破産者　大田　友樹
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０号
鳥取県倉吉市東昭和町168番地１　ミキハイム101（旧住所　鳥取県倉吉市駄経寺町292番地12　清水アパート５号）
破産者　出口　実希
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第２８２号
長崎県長崎市東小島町２番10―701号、旧住所長崎県長崎市丸山町１番22号　荻島貸家101
破産者　近藤　　聡
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
長崎県五島市富江町狩立560番地、住民票上の前住所長崎県五島市富江町黒瀬1207番地２
破産者　浦田　一正
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第６５号
熊本市南区城南町今吉野1107番地１　今村ハイツＢ―105
破産者　野中　雅史
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３３１号
宮崎市源藤町原田416番地１　レオネクスト源藤Ｖ108号、前住所宮崎市学園木花台北３丁目8294番地21
破産者　上見　安輝
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４号
宮崎県延岡市松山町558番地１
破産者　児玉　英雄
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１７８７号
福岡市東区原田１丁目42番５―208号、申立時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3707―３　ファミールコート102号
破産者　正木　　顕
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１号
福岡市博多区住吉４丁目27―17　栄荘105号室、住民票上の住所福岡市博多区博多駅前３丁目18番８号
破産者　塩平　山生
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３０６号
福岡県福津市津屋崎４丁目23番12号　北九州津屋崎病院寮
破産者　村上　智子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４３号
福岡市東区箱崎２丁目10番10号
破産者　岡本　克己
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３６６号
福岡市南区柳瀬２丁目13番10号
破産者　北島　正行
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部